

平成30年

第2回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年4月27日（金）

伊勢原市農業委員会

第2回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年4月27日(金) 午前10時15分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 大木 克美
越地 進

7 議長 黒田 義夫

8 事務局職員出席者

小瀬村 正宣(事務局長)

青木 優

今井 亮輔

荒井 昌稔

村井 善治

長嶋 全(農業振興課)

服部 孝喜

9 傍聴者 0名

審議内容 (開会 午前10時15分)

[事務局長] 本日はお忙しい中、第2回伊勢原市農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。開会に先立ちまして、本日の会議の傍聴を希望される方はおりませんので、報告させていただきます。

[事務局長] それでは、定刻になりましたので、開会いたします。在任定数10人、欠席委員はな

く、出席委員10人で、定足数に達しておりますので、第2回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、よろしくお願いいたします。

[議 長] それでは、ただ今から、第2回伊勢原市農業委員会総会を開催します。本日の議事録署名委員は、1番 大木克美委員と2番 越地 進委員の両名にお願いします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案5件の計10件となっております。まず報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり、相続により所有権を取得した旨の届出書が提出されたので報告する。事務局の報告をお願いします。

[事務局] 報告台1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が3件ありました。

この届け出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届け出の対象となります。

報告第1号の1です。相続日は平成29年11月18日。秦野市にお住まいの方が、田中字向原（ムコウハラ）の農地を1筆、面積197㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は平成30年4月5日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は平成29年10月7日。市内日向にお住まいの方が、日向字上堤（カミツヅミ）の農地を1筆外、計3筆の農地、面積2,649㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は平成30年4月10日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は平成29年7月30日。市内日向にお住まいの方が、西富岡字北実蒔原（キタサネマキハラ）の農地を1筆外、計20筆の農地、面積10,216㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は平成30年4月6日です。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。何かご質問があればお願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしと言うことなので、次に移ります。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。事務局の報告をお願いします。

[事務局] 報告第2号は市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにするとの届出です。今回は、合計で5件、7筆、面積3,320㎡の届出がございました。地区は、比々多地区3件、5筆、面積2,720㎡。成瀬地区1件、1筆、面積442㎡。大田地区1件、1筆、面積158㎡になります。転用目的は、露天駐車場2件、個人住宅3件です。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。何かご質問があればお願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。事務局の報告をお願いします。

[事 務 局] 報告第3号は市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとの届出です。今回は、合計で4件、10筆、面積3,452.69㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地区1件、3筆、面積565.69㎡。比々多地区3件、7筆、面積2,887㎡です。権利の種類は、所有権の移転が4件。転用目的は、集合住宅が2件、個人住宅が2件です。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。何かご質問があればお願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、次のとおり、証明願いが提出され、専決処分したので報告する。事務局の報告をお願いします。

[事 務 局] 報告第4号は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件、比々多地区で1件、大田地区で1件の提出がありました。はじめに報告第4号の1です。申請人は市内伊勢原四丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は9～11頁の農地一覧表で黒丸が付してある田中字ク子花(クネハナ)に4筆外、計11筆、合計面積6,083㎡です。4月13日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘(コウウン)管理されていることを確認しました。続きまして、報告第4号の2です。申請人は市内三ノ宮にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は12～13頁の農地一覧表で黒丸が付してある三ノ宮字下木津根(シモキツネ)に13筆外、計26筆、合計面積15,221㎡です。4月5日に事務局で現地調査を行い、適正に耕耘(コウウン)管理されていることを確認しました。続きまして、報告第4号の3です。申請人は市内下平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は14～15頁の農地一覧表で黒丸が付してある下平間字丸山(マルヤマ)に3筆外、計10筆、合計面積7,132㎡です。3月30日に事務局で現地調査を行い、適正に耕耘(コウウン)管理されていることを確認しました。これら3件の証明願いにつきましては、専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。何かご質問があればお願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について、次のとおり、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。事務局の報告をお願いします。

[事務局] 農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条による合意解約の届出が必要となります。報告第5号の1ですが、借り手の方がお亡くなりになられたため解約をするものです。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。何かご質問がありましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、議案に移ります。

[議 長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、次のとおり、相続税納税猶予に関する適格者証明願いが提出されたので提案する。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続を受けた人に課税される相続税は、相続した農地を相続人が営農している限り、納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。

今回、高部屋地区で1件、「相続税猶予の特例農地」の適用を受けるため、適格者証明の出願がありました。相続人は、市内日向にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。特例農地の明細は18～19頁の農地一覧表で黒丸が付してあります。4月12日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで、市内で相続を受けた農地の農業経営について、11筆、7,957㎡を確認し、適格者要件の全てを満たしております。

なお、本件に係る農地法第3条の3第1項の規定による届出については、本総会の報告の部において報告済みです。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。

[地区担当委員] 事務局からの説明のとおり、4月12日に現地調査をしまして、的確に耕作されていることを確認いたしました。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

- [議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第1号の1については「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については「原案のとおり認める」こととします。次に移ります。

- [議 長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について(農委権限)、下記農地の申請があったので審議を求める。事務局の説明をお願いします。

- [事 務 局] 農地法第3条の規定による許可申請について、農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回は伊勢原地区で2件、比々多地区で4件の申請がありました。

はじめに、議案第2号の1、図面番号は1番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は伊勢原四丁目の1筆、1,309㎡。譲渡人及び譲受人は、市内田中にお住まいの方で、農業経営の若返りのための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は72アールで、下限面積の特段の面積の30アールを超えるため、農地取得に支障はありません。4月11日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありません。

続いて、議案第2号の2、図面番号は2番です、あわせて、公図をご覧ください。申請地は池端字五反地(ゴタンチ)の2筆、計1,110㎡。譲渡人及び譲受人は、市内白根にお住まいの方で、農業経営の若返りのための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は45アールで、下限面積の特段の面積の30アールを超えるため、農地取得に支障はありません。4月13日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありません。

続いて、議案第2号の3、図面番号は3番です、あわせて、公図をご覧ください。申請地は串橋字境ノ町(サカイノマチ)の2筆、計1,982㎡。譲渡人は川崎にお住まいの方で、譲受人は市内神戸にお住まいの方で、経営規模拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は36アールで、下限面積の特段の面積の30アールを超えるため、農地取得に支障はありません。4月20日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありません。

続いて、議案第2号の4、図面番号は4番です、あわせて、公図をご覧ください。申請地は串橋字境ノ町(サカイノマチ)の1筆、991㎡。譲渡人は市内三ノ宮にお住まいの方で、譲受人は市内神戸にお住まいの方で、経営規模拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は36アールで、下限面積の特段の面積の30アールを超えるため、農地取得に支障はありません。4月20日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありません。

続いて、議案第2号の5、図面番号は5番です、あわせて、公図をご覧ください。申

請地は申橋字境ノ町（サカイノマチ）の1筆、991㎡。譲渡人は市内申橋にお住まいの方で、譲受人は市内神戸にお住まいの方で、経営規模拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は36アールで、下限面積の特段の面積の30アールを超えるため、農地取得に支障はありません。4月20日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありません。

続いて、議案第2号の6，図面番号は6番です、あわせて、公図をご覧ください。申請地は申橋字境ノ町（サカイノマチ）の2筆、計1,242㎡。譲渡人は秦野市にお住まいの方で、譲受人は市内神戸にお住まいの方で、経営規模拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は36アールで、下限面積の特段の面積の30アールを超えるため、農地取得に支障はありません。4月20日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありません。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第2号の1について、「伊勢原地区」お願いします。

[地区担当委員] 特に、問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

[議長] 続きまして、議案第2号の2について、「白根地区」お願いします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおり問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

[議長] 続きまして、議案第2号の3から議案第2号の6について、「申橋地区」お願いします。

[地区担当委員] 4筆ありまして、4月20日に事務局2名と地区担当農業委員・推進委員の4名で確認し、24日に地区担当の4名で、また現地を確認しましたが、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第2号の1については「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」こととします。次に移ります。

[議長] 議案第2号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第2号の2については「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については「原案のとおり許可とする」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第2号の3については「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については「原案のとおり許可とする」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の4について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第2号の4については「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の4については「原案のとおり許可とする」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の5について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第2号の5については「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の5については「原案のとおり許可とする」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号の6について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第2号の6については「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の6については「原案のとおり許可とする」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、下記農地の申請があったので意見を求める。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。申請は大山地区1件、大田地区1件の計2件の申請がありました。

はじめに、議案第3号の1、図面番号は7番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。貸付人は市内上粕屋にお住まいの方で、借受人は相模原市の建設・土木業の方です。申請地は、子易字中川原（ナカガワラ）の2筆、面積354㎡を新東名高速道路建設にかかる埋蔵文化財調査に伴う仮設資材置場として一時転用したい旨の申請が出されました。権利関係は、賃貸借権設定です。一時転用期間は、許可日から2年間です。申請地の立地基準は、河川・道路・山林により農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準について、転用計画は入口部分に鉄板を2枚敷き、進入路を確保し、単管パイプ・バリケード・フェンス・ベルトコンベア等を置く場所として利用するもので、転用地の周りは中日本高速道路(株)の用地となっており、農地への影響および工事区域内のため一般の人のへの影響もありません。また、資金計画も適切であると判断されます。転用計画に変更が生じないため、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして、議案第3号の2、図面番号は8番です。土地利用計画図に訂正がありましたので、差し替えをお願いします。訂正内容につきましては、敷地内の緑地の植栽について、植栽をしないことになりました。公図とあわせて、ご覧ください。譲渡人は、桜台三丁目の方1名、沼目二丁目の方1名、沼目五丁目の方1名です。譲受人は、市内石田の建設会社の代表です。厚木市内に資材置場を賃貸借しておりますが、数年前から事業拡大のため用地の確保に取り組んでいました。また、土地所有者からの自己都合による賃貸借契約の解約の申し出があり、適地を探していた所、今回の申請地は小田原厚

木道路バイパス側道の県道63号沿いで小田原方面、厚木方面への建設資材の輸送に効率的で、経営規模からして最低限必要な面積が確保できるため、資材置場として転用したいとの申請がありました。申請地は、沼目六丁目の4筆、面積2,630㎡を転用します。権利関係は所有権移転です。申請地の立地基準は、小田原厚木道路バイパス伊勢原インターチェンジ出入口より300m以内の農地として「第3種農地」と判断されます。議案書には「その他2種農地」と記載されておりますが、現場で県の職員と確認をした際に「第3種農地」と確認をいたしましたので、「第3種農地」と訂正をお願いします。一般基準及び個別基準については、敷地境界にコンクリートブロック2段積み高さ80cmのフェンスを施工します。また、内側に内径25cmのU字溝を敷設し出入口部分はグレーチング蓋を施工、雨水、土砂の流出を防ぎます。雨水は敷地内浸透とし、U字溝の流末に浸透柵を設置します。敷地内は碎石を敷き転圧処理をします。計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、まちづくり条例の各課協議は現在途中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第3号の1について「大山地区」をお願いします。

[地区担当委員] 4月24日に、大山・高部屋地区の農業委員と推進委員で現地を確認しました。現地は、新東名高速道路の関係で高取山トンネル工事をしていますが、その前の部分です。案内図では新東名の工事箇所が記載されていませんが、上粕屋のインターから御殿場まで平成32年度に開通と言うことで工事を進めていますが、トンネル工事、だいぶ進んできています。この周辺も埋蔵文化財調査が進んできているという形の中で、埋蔵文化財の資材を、従来は工事の敷地内に置いて調査をしていたが工事が進んできたという形の中で、そういった資材を外に置かないと工事が進まないという状況になってきています。新東名の残地が残っていると言うことで、今回は、ここに埋蔵文化財の資材置場として利用したいと、2年間の一時転用という申請であります。近隣の農地を見ましても別段、影響は無いと判断しました。特に問題は無いかと考えております。よろしくをお願いします。

[議長] 続きまして、議案第3号の2について、「沼目地区」をお願いします。

[地区担当委員] 4月22日に、地区委員4名で現地を確認してきました。現況として、畑は耕耘されておりました。周囲は、東側に小田原厚木道路、北に老人施設、南に車の整備工場、西に住宅地があります。事務局の説明のとおりであります。東側の道路境、水路敷ですが、素掘りのような形で、草や木の枝がありました、車両の出入口が設けられると言うことでありますので、所有者の方に確認してきました。水路ですが、北から南に向かって水が流れているということでした。そして、現在ある出入口の下にパイプが埋めてあるということなんですが、鉄塔を作る時に、下の方を掘りましたら、パイプがもっと下の方にいってしまっていたというような状況でした。許可とするならば、今後、大雨等も予想されますので、出入口の水路がどのような扱いになるのか、確認していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

[追記] 確認事項

*1 県道からの出入口の工法について

水路部分は県道区域であるため、その工法については十分に県と協議をするよう施工業者に申し入れをした。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。審議に入る前に、議案第3号の2に係る地区担当委員からの質問に対し、事務局から何か、補足説明はありますか。

[事務局] 水路敷きにつきましては、県道区域のため占用や自費工事の手続きが必要となります。内容について、どこまで施工するのか聞いてはませんが、再度確認したいと思います。

[議長] それでは、議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第3号の1については「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【「挙手全員」】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については「原案のとおり許可相当とする」こととします。次に移ります。

[議長] 続きまして、議案第3号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第3号の2については「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【「挙手全員」】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については「原案のとおり許可相当とする」こととします。次に移ります。

[議長] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、下記農地の証明出願があったので審議を求めます。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、今回、高部屋地区で1件の証明願がありました。はじめに、議案書24頁にあります非農地の理由に変更がありましたので差し替えをお願いします。また、関係写真を回覧していますので、ご覧ください。図面番号は9番です、合わせて公図をご覧ください。申請地は上粕屋字北ノ引（キタシメヒキ）の1筆、面積4.32㎡です。申請理由は、886番2及び887番1の土地へ行くため、今回通行地役権を設定するために申請をしたものです。申請地は、昭和45年に886番から分筆されてきた筆から、平成4年に886番11と同番17へと分筆されてきた筆です。平成4年に884番1へ行く通路として、申請者の所有地886番13、同番17、同番18を進入路として農地転用し、平成5年に884番5と等積交換をしましたが、転用申請時に漏れがあり当該地だけ転用されず、以降20年以上道路として使用されており、将来も農地への復元は困難な状態です。また、固定資産税も

平成6年から公衆用道路とされており。申請地の立地基準ですが、周辺は非農地で囲繞（イジョウ）され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。農地法違反ですが、過去に違反転用の指導記録がなく、今後も違反を迫る見込みがないことから、県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1に該当します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第4号の1について「上粕屋地区」をお願いします。

[地区担当委員] 事務局からの説明もありましたが、現場を確認した中では写真にありますように既に道路として利用がされています。なぜ、この土地だけが農地として残っていたのか、単純な農地転用のミスがあったというようなことかなと思います。現時点ではやむを得ないのかなというように現地を見た中で判断をしました。よろしくをお願いします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第4号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[委員] 非農地証明もやむを得ないということでしたが、隣接農地への進入路というような説明がありました。写真を見ると宅地のような感じがしますし、説明の位置図でも家が建っているように見えますが、名前が入っていません。既に、家は取り壊されているのですか？

[事務局] 家は取り壊されていません。

[委員] 当時、農地への進入路のために分筆したのですか。建築確認のための進入路として分筆したのではないのですか。

[事務局] 当時、農地への進入路のために分筆したものです。

[委員] 判りました。

[議長] 他に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第4号の1については「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については「原案のとおり承認する」とします。次に移ります。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 今回の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につきましては、先月と同様に、新規に受付けて開始するものと、その他に、今まで既に利用権の設定がさ

れており、この4月30日で期間満了を迎えるために、引き続き更新の手続きをするものとの2種類があります。

まず、議案書の25ページから36ページまで、番号の1番から25番までが、新規分の受付です。そして次の37ページから40ページが更新分として受付をしたものです。更新分につきましては、見分けがしやすいように、新たに番号を1番からふっております。新規分につきましては総会で可決されますと5月1日に市長より公告されます。更新分につきましても、期間満了が4月30日ですので、5月1日に市長より公告されます。では、まず新規分の説明からさせていただきます。農地の賃貸借等については、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失し、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。今回の新規の届け出は25件ありました。内訳といたしましては、地区別では高部屋地区が8件、11筆、面積8,154㎡。比々多地区が6件、28筆、面積18,513.41㎡。成瀬地区が5件、17筆、面積8,534㎡。大田地区が6件29筆、面積20,428㎡です。権利の種類は、賃貸借が14件、使用貸借が11件という内訳です。新規分につきましては、以上です。

つづきまして、更新分の説明をさせていただきます。議案書の37ページからが更新分です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は、4月30日をもって期間満了を迎えます。継続して農業者に貸すのか、自分で耕作を開始するのか、地権者は選択をすることになります。継続の場合は、地権者は所有者管理権限に基づいて、更新の書類を整えて農業委員会へ提出することになります。今回、更新分の申し出は4件ありました。内訳といたしまして、比々多地区で1件、28筆、面積17,106㎡。成瀬地区で1件、1筆、面積455㎡。大田地区で2件、9筆、面積5,342㎡となっております。権利の内訳といたしましては、比々多地区は使用貸借権が1件。成瀬地区は使用貸借権が1件。大田地区は賃貸借権が2件です。以上です

[議 長] 事務局の説明が終わりました。
なお、本案件には農業委員会等に関する法律第31条に関する案件が含まれているため、順次裁決を行うこととします。はじめに、新規分に係る議案第5号の1から11について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特にございませんか。

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

[議 長] 議案第5号の1から11については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の1から11については、「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] 続きまして、議案第5号の12の審議及び議決にあたりましては、関係農業委員である「5番」の農業委員の退席をお願いいたします。

【 関係農業委員 退席 】

[議 長] それでは、審議に入ります。議案第5号の12について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

[議 長] 議案第5号の12については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の12については、「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。

【 関係農業委員 入場 】

[議 長] 続きまして、議案第5号の13から16について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

[議 長] 議案第5号の13から16については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の13から16については、「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] 続きまして、議案第5号の17から18の審議及び議決にあたりましては、関係農業委員である「4番」の農業委員の退席をお願いいたします。

【 関係農業委員 退席 】

[議 長] それでは、審議に入ります。
議案第5号の17から18について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

[議 長] 議案第5号の17から18については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の17から18については、「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。

【 関係農業委員 入場 】

[議 長] 続きまして、議案第5号の19から26について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。まで、

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

[議 長] 議案第5号の19から26については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の19から26については、「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] 続きまして、更新分に係る議案第5号の1から4について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

[議 長] 議案第5号の1から4については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号の1から4については、「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] 以上を持ちまして、第2回伊勢原市農業委員会総会は閉会といたします。大変お疲れ様でした。

[事務局長] 大変お疲れ様でした。次回の総会は、5月28日、月曜日です。今回と同様に、はじめに全員協議会を開催し、その後に総会を開催いたします。よろしく、お願いいたします。

【11時20分 終了】